

明 渡 し 同 意 勧 告 書

堺 第 号
年 月 日

住宅第 号
様

堺 市 長 印

市営住宅は、堺市の大切な財産であるため、今後も適切に維持管理を行っていく必要があります。

そこで、公営住宅法に基づく建替要件の 1 つである法定耐用年限の 1/2 を経過した耐火住宅については建替えを行い、市営住宅の耐震性能、居住環境、バリアフリー性能などの向上を図ります。

今後は、建替事業の施行に伴い、あなたの住んでいる市営住宅を除却することになります。ついては、あなたの市営住宅の建替えに伴う住宅明渡しの不同意について調査したところ、正当な理由が認められません。建替事業における公共性を理解され、速やかに明渡しに同意してくださるよう勧告いたします。

また、住宅を明け渡すときは、市が仮住居のあっせん、移転料等の支払い及び再入居の保障等を行います。

なお、住宅を明け渡さない場合は、住宅の明渡し請求をすることになりますので、念のため申し添えます。